

# 治療によって免疫が消失・低下したお子さんへ 定期接種の再接種費用を助成します

小児がん等の治療により、すでに接種した定期接種の効果が消失・低下する場合があります。  
滝沢市では、そのようなお子さんが定期接種の再接種を受ける場合に接種費用の全部または一部を助成します。  
助成を受けるためには、再接種を受ける前と後のどちらも手続きが必要です。  
再接種を検討している方は、こども家庭センター(TEL:019-656-6526)にご相談ください。

## 助成対象となる方

下記の要件をすべて満たす方が対象です。

- (1)造血幹細胞移植等の医療行為を受けた等の特別の理由により、過去に接種した定期接種の効果が期待できないため、再接種が必要であると医師が認める方
- (2)再接種を受ける日において、滝沢市に住所を有する 20 歳未満の方

## 助成対象となる予防接種の条件

以下のいずれにも該当するものが対象です。

- (1)治療前に接種した定期接種の再接種
- (2)A類疾病に位置付けられている子どもの定期接種(ただし、ロタウイルス、BCG は対象外です)
- (3)医師が必要と認める再接種

注)長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった等の特別の事情があることにより、定期接種を受けられなかつた方のうち、一定の要件を満たす場合(長期療養特例対象者)は、一定期間定期接種の対象者として公費で接種を受けることができますので、お問い合わせください。

## 助成の方法

### 償還払い

※医療機関に一旦全額を支払ったあと、市へ請求手続きを行い、後日指定口座に市から助成金が振り込まれる方法です。

## 助成金の額

再接種にかかる費用を助成します。助成額は、以下のうち小さい方の金額になります。

- ① 医療機関に支払った再接種費用
- ② 滝沢市が定める定期接種料金

注)医師の意見書作成料等、申請に要した費用は除きます。

注)助成金の額には上限があります。

.....申請手続きの流れは、裏面をご覧ください.....

## 申請手続きの流れ

### ➤ 再接種を受ける前の手続き

#### 1 意見書の作成依頼

医師の意見書(様式第2号)の作成を主治医に依頼します。

注)意見書作成に要した費用は、助成の対象外です。

#### 2 こども家庭センターに事前申請

次の書類と一緒に、申請書を提出してください。

- ① 医師の意見書(様式第2号)
- ② 母子健康手帳(造血幹細胞移植等の医療行為を受けるまでの定期接種の記録がわかるもの)の写し

#### 3 助成金交付決定通知を受け取る

市は、申請内容を審査し、交付(不交付)決定通知書(様式第3号)を交付します。

#### 4 再接種を受ける

3の交付決定通知書を受け取ったら再接種を受けます。

再接種にかかった費用は、一旦全額を医療機関に支払っていただきます。

### ➤ 再接種を受けたあとの手続き

#### 1 こども家庭センターに実施報告及び請求

次の書類と一緒に、実施報告書兼請求書を提出してください。

- ① 母子健康手帳(再接種を受けた日及びワクチンの種類が確認できるもの)の写し
- ② 再接種を実施した医療機関が発行した領収書の写し

※領収した金額が再接種に係るものであることが確認できるものに限ります。

- ③ 通帳(振込先口座番号が確認できるもの)の写し

※書類の提出は、再接種を受けた日(複数の再接種を受けた場合は、最後に再接種を受けた日)から

1か月以内に行ってください。

#### 2 交付額確定通知書を受け取る

市は書類の内容を審査し、交付額確定通知書(様式第7号)を交付します。

#### 3 助成金が振り込まれる

2の交付額確定通知書を受け取ってから、約1か月程度で指定口座に助成金が振り込まれます。

**【お問い合わせ】 滝沢市健康こども部 こども家庭センター**

□住 所:滝沢市中鵜飼55番地 □電 話:019-656-6526(直通)